

八戸港長公示 第1号

港則法第39条第1項の規定により、八戸港において次のとおり船舶の航泊を禁止するので、第39条第2項の規定により、公示する。

令和8年7月15日

八 戸 港 長



第46回八戸花火大会に伴う航泊禁止について

第2区において、第46回八戸花火大会が実施されることから、下記により船舶の航泊を禁止（花火大会関係船舶及び港長が許可した船舶を除く）する。

記

1 期 間

令和8年8月22日（土）午後7時から午後9時まで
（予備日：令和8年8月23日（日）同時刻）

2 区 域（別添図参照）

八戸港白銀西防波堤西灯台から真方位192.5度820メートル（概位北緯40-31-53.0 東経141-31-58.0）を中心とする半径315メートルの円内海域及び同円に隣接する八戸漁港館鼻地区港内側全域。

3 その他

花火打ち上げ期間中は、監視船が1隻配置され監視にあたる。

